

業許可証の写し 及び 参照書類 の 目次

- ・ 業許可証の写し及び参照書類の目次 【計:1枚】
- ・ 統括表(許可証の写し) 【計:1枚】
- ・ 業許可証の写し 【計:9枚】
- ・ 許可の内容 — 《処分業》 — 【計:7枚】
 - 3、施設の概要 —
 - 金沢市申請時資料 (内:4枚)
 - 石川県申請時資料 (内:3枚)
 - 6、環境保全措置— 【計:7枚】
 - 石川県申請時資料
- ・ 許可の内容 — 《収集運搬業(産業廃棄物)》 — 【計:6枚】
 - 5、環境保全措置 —
 - 石川県申請時資料 (内:4枚)
 - 富山県共通申請時資料 (内:1枚)
 - 福井県共通申請時資料 (内:1枚)
- ・ 許可の内容 — 《収集運搬業(特別管理産業廃棄物)》 — 【計:4枚】
 - 5、環境保全措置 —
 - 石川県申請時資料 (内:3枚)
 - 富山市申請時資料 (内:1枚)



許可番号 第01728032155号

産業廃棄物処分業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

① 氏名 株式会社金沢柿田商店
代表取締役 朝倉 建郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳 浩



許可の年月日 令和5年2月13日

許可の有効年月日 令和12年1月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮)

産業廃棄物の種類

破碎: 金属くず、がれき類 (金属くずが付着したものに限る。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上2種類

圧縮: 廃プラスチック類 (金属くずが付着したものに限る。)、金属くず、

「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 (金属くずが付着したものに限る。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
破碎 (※1)	野々市市押野四丁目95番1 外7筆	平成9年5月11日	180 t/日 (8時間)	平成13年2月1日・第12-114号
圧縮 (※2)	野々市市押野四丁目95番1 外8筆	平成9年9月5日	96 t/日 (8時間)	—

※1 金属くず、がれき類

※2 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

3. 許可の条件

なし



4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年1月25日 新規 平成12年3月21日 変更 平成16年1月25日 更新
平成21年2月20日 更新 平成24年3月26日 優良基準適合確認
平成24年4月25日 変更 平成28年3月22日 更新 (優良認定)
令和5年2月13日 更新 (優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第06020032155号

②

産業廃棄物処分業許可証



住所 石川県金沢市湊三丁目2番地2

名称 株式会社 金沢柿田商店 代表取締役 朝倉 建郎

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

金沢市長 山野 之義



許可の年月日 令和3年6月23日

許可の有効年月日 令和10年6月22日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（A：破碎、B：圧縮、C：選別）

(2) 取扱産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	A	B	C	特	記	事	項
燃 え 炭					閱 覧 用		
汚 泥							
廃 油							
廃 酸							
廃 アルカリ							
廃プラスチック類		①	○	①金属くずが付着したものに限る。			
紙 く ず			○				
木 く ず			○				
繊 維 く ず							
助植物性残さ							
助物系固形不燃物							
ゴ ム く ず							
金 属 く ず	○	○	○				
形スズ、コークス灰、燐灰		①	○	①金属くずが付着したものに限る。			
鋳 さ い							
が れ き 類	①		○	①金属くずが付着したものに限る。			
助物のふん尿							
助物の死体							
ば い じん							
政令第13号産業廃棄物							
自動車等破碎物	○	○	○				
石棉含有産業廃棄物							
水銀使用製品産業廃棄物							
水銀含有ばいじん類							

（備考）
 1 これらのものうち特別管理産業廃棄物を除く。
 ※表中の「○」は取扱ができるものを示す。（数字が記載されている項目は特記事項を確認すること。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
がれき類等の破砕 取扱廃棄物	金沢市港三丁目23番地2 ⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲	平成9年6月23日	300 t/日 (8時間)	平成13年2月1日	金沢産破第15号
縮 取扱廃棄物	金沢市港三丁目23番地2 ⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲	平成11年1月26日	90 t/日 (10時間)		
選別 取扱廃棄物	金沢市港三丁目21番地 ⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲	平成24年4月3日	68.0 t/日 (8時間)		

取扱廃棄物の記号]
 ①燃え尽、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨樹皮くず、⑩動物植物性残さ、
 ⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉄くず、⑯がれき類、
 ⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳政令第13号廃棄物、
 Ⅰ自動車等破砕物、Ⅱ石綿含有産業廃棄物、Ⅲ水銀使用製品産業廃棄物、Ⅳ水銀含有ばいじん等

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年 6月23日	当初許可	平成11年 1月26日	変更許可
平成12年 7月24日	変更許可	平成14年 6月23日	更新許可
平成19年 6月23日	更新許可	平成24年 4月 3日	変更許可
平成26年 6月27日	更新許可	令和 3年 6月23日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

閲 覧 用



許可番号第 01715032155 号

③

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目2番地2

氏名 株式会社金沢柿田商店
代表取締役 朝倉 建郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 平成29年 7月14日

許可の有効年月日 平成36年 7月13日

1. 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。
廃酸、廃アルカリ

(2) 積替え、保管を含む。
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鋳さい、かれぎ類



これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年	7月14日	新規	平成12年	7月14日	更新
平成15年	4月24日	変更届	平成17年	7月14日	更新
平成22年	7月14日	更新	平成24年	3月26日	優良基準適合確認
平成24年	4月25日	変更	平成27年	9月15日	変更
平成29年	5月16日	変更	平成29年	7月14日	更新(優良認定)

5. 積替え許可の有無 無
市名 一 許可番号 一

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

【裏面に続く】

(積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ)

積替え場所の所在地	野々市市押野四丁目93番1		
積替え場所の面積	190.9 m ²		
積替えを行う産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類		
保管を行う産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類
積替え場所のうち保管場所の面積	3.6 m ²	1.44 m ²	10.0 m ²
保管上限	1.8 m ³	0.6 m ³	19.62 m ³
積み上げる高さ	0.9 m	0.9 m	3.1 m
保管を行う産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	ゴムくず
積替え場所のうち保管場所の面積	10.0 m ²	1.8 m ²	1.8 m ²
保管上限	19.62 m ³	0.6 m ³	0.6 m ³
積み上げる高さ	3.1 m	0.9 m	0.9 m
保管を行う産業廃棄物の種類	鉱さい	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」、がれき類 (不燃含有産業廃棄物を含む)
積替え場所のうち保管場所の面積	1.8 m ²	10.0 m ²	10.0 m ²
保管上限	0.6 m ³	19.62 m ³	10.0 m ³
積み上げる高さ	0.9 m	3.1 m	1.0 m

閲覧用

産業廃棄物収集運搬業許可証

④ 住 所 石川県金沢市湊三丁目23番地2
 氏 名 株式会社金沢柿田商店
 (法人にあっては、名称 代表取締役 朝倉 建郎
 及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和4年11月4日
 許可の有効年月日 令和11年11月3日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(これらのうち自動車等破砕物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上12種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

閱 覧 用

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月4日	収集運搬【新規許可】	許可番号	1600032155
平成15年11月4日	収集運搬【更新許可】	許可番号	1605032155
平成20年11月6日	収集運搬【更新許可】	許可番号	01600032155
平成25年1月15日	収集運搬【変更許可】	許可番号	01600032155
平成27年11月4日	収集運搬【更新許可】	許可番号	01607032155

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

5

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

氏名 株式会社金沢柿田商店 代表取締役 朝倉 建郎
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和2年3月26日
令和9年1月31日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、がれき類 以上12種類
(自動車等破砕物を含む。)
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)



2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成18年 5月 1日 新規許可
- (2) 平成23年 5月 1日 更新許可
- (3) 平成25年 2月 1日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、「自動車等破砕物を含む。」を追加。

- (4) 平成25年 2月 1日 更新許可・優良認定
- (5) 令和 2年 3月26日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無

無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有



許可番号第 01759032155 号

⑥

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 石川県金沢市湊三丁目 2 3 番地 2

氏 名 株式会社金沢柿田商店
代表取締役 朝倉 建郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 令和 4 年 3 月 1 9 日

許可の有効年月日 令和 1 1 年 3 月 1 8 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上 1 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

閱 覧 用

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 2 年 3 月 1 9 日 新 規 平成 2 7 年 3 月 1 9 日 更 新 (優良認定)
令和 4 年 3 月 1 9 日 更 新 (優良認定)

5. 積替え許可の有無

市名 ー 無 許可番号 ー

6. 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 08553082155

7

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 石川県金沢市湊三丁目2番地2
 氏 名 株式会社金沢柿田商店
 (法人にあっては名称 代表取締役 朝倉 建郎
 及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井 裕



許可の年月日 令和4年3月11日
 許可の有効年月日 令和11年3月10日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

収集運搬(積替え・保管を除く。)
 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 (以上1種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 なし



3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成22年3月11日 【新規許可】 許可番号 08551082155
 平成27年3月11日 【更新許可】 許可番号 08556082155

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種類	がれき類等の破砕施設
設置場所	金沢市湊三丁目2番地2
設置年月日	平成 9年 6月23日
処理能力	300 t/日 (8h)
廃棄物の種類	金属くず がれき類 (金属くずが附着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	富士車輛(株)製 スクラップシャー HSS-1250-125 フィーディングボックス付 全自動 製造番号 MS162
環境保全設備の概要	破砕施設は一方開放の建物屋内に設置し、敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くし、散水装置を設け、粉塵の発生防止に努める。

(日本工業規格 A列4番)

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種別	圧縮施設
設置場所	金沢市湊三丁目23番地2
設置年月日	平成11年 1月26日
処理能力	90 t/日 (10h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類 (金属くず附着したものに限る) 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず (金属くず附着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	富士車輛(株)製 スクラップペーラー HBP-410-180-70 根元締・自動横押出型 製造番号 MH-751
環境保全設備の概要	圧縮施設は一方向開放の建物屋内に設置し、敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

(日本工業規格 A列4番)

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3、施設の概要(許可外処理施設)	
処理施設の種類	選別施設
設置場所	金沢市湊三丁目, 21番地
設置年月日	平成 24 年 4 月 3日
処理能力	混合廃棄物 68.6 t/日 (8h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>〈選別〉</p> <p>太洋マシナ(株)製 フィンガースクリーン FSC-120-6000型 (30mm×80L) 日本磁力選鉱(株)製 吊下式鉄片分離機 ベルトコンベア 2基</p> <p>〈後選別〉</p> <p>大東振動工学(株)製 バイプロフィーダ FDF-75-285L ベルトコンベア1基</p>
環境保全設備の概要	<p>選別施設は屋外に設置。敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。</p>

(日本工業規格 A列4番)

様式第十四号の3-2(第十条の四第二項第二号関係)

3. 運搬施設及び重機等の概要				
(1) 運搬車両等の一覧				
施設名	形式、寸法	登録番号	規模、能力(積載量)	備考
ショベルローダー	S15 545×231×272	石川 00 は 830	1.0 m ³	自社所有
ショベルローダー	LD10	58B00576	1.0 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK200-6E	YN09-37914	0.7 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK235SR-1E	YF03-01416	0.7 m ³	自社所有
ショベルローダー	SD25Z6	58202752	1.0 m ³	自社所有
フォークリフト	5FGL18-15808	金沢市 や 5287	1,750 kg	自社所有
油圧ショベル	SK260DL0-8	LL13-06341	900 kg	自社所有
油圧ショベル	PG120-6E0	75541	0.5 m ³	自社所有
フォークリフト	7FGL14	7FGL18-11372	1,300 kg	自社所有
油圧ショベル	SK70SR-2	YT06-20007	0.25 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK115SR	YV04-03393	0.4 m ³	自社所有
フォークリフト	02-8FDL20	金沢市 や 5730	2,000 kg	自社所有
ショベルローダー	WDP-S75	金沢 000 る 462	1.0 m ³	自社所有
油圧ショベル	PG138US-10	43038	0.5 m ³	自社所有
油圧ショベル	SK235SRD-3	YF07-03134	0.8 m ³	自社所有
(2) その他の運搬施設概要				
シート、ドラム缶				

(日本工業規格 A列4番)

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種類	破砕施設
設置場所	石川県野々市市押野四丁目 97 番 2 外 7 筆 (石川県野々市市押野四丁目 92、93-1、 96-1、96-2、96-1、96-2、97-2、138-1)
設置年月日	平成 9 年 5 月 11 日
処理能力	180 t/日 (8 時間)
廃棄物の種類	金属くず がれき類 (金属くずが付着したものに限り)
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>[処理方式] 破砕 (切断)</p> <p>[設備概要] フジ・マウントシャーHWSS-2000-IV (富士車輛製)</p> <p>油圧式スクラップシャーで各種鉄骨構造物、 型鋼、棒鋼及びパイプ等のスクラップを高能 率に切断するよう設計製作したもの 許可年月日：平成 13 年 2 月 1 日 許可番号：第 12-114 号</p>
環境保全設備の概要	<p>破砕施設は一方開放の建物屋内に設置し、床 面はコンクリート舗装とし建屋には吸音材を取付 けている。産業廃棄物の飛散・流出を防止すると ともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を 尽くす。また、散水装置を設け、消臭剤・殺虫剤 を散布し、粉塵・悪臭及び害虫の発生防止に努め る。</p>

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

3. 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種別	圧縮施設
設置場所	石川県野々市市押野四丁目 96 番 1 外 8 筆 (石川県野々市市押野四丁目 91、92、93-1、 95-1、95-2、96-1、96-2、97-2、138-1)
設置年月日	平成 9 年 9 月 5 日
処理能力	96 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種別	廃プラスチック類 (金属くずに付着したものに限る) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (金属くずに付着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	〔処理方式〕 圧縮 (三方締) 〔設備概要〕 NO. 41 型三方式スクラップ締めプレス (森田ポンプ(株)製) 本機は、鉄くず等を圧縮成形処理し、良質な製鋼原料化することを主目的としている。さらに各装置を作動させるために油圧シリンダを採用しており、その油圧発生源には可変容量形油ポンプを使用している。
環境保全設備の概要	圧縮施設は一方向開放の建物屋内に設置し、床面はコンクリート舗装とし建屋には吸音材を取付けている。加えて、ポンプ・モーター類は地下に設置しており、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 —

許可の内容 — 《 処分業 》 — 3.施設の概要(許可外施設処理系計画)【合計:7枚】 —
石川県申請時資料【3/3枚】

処理施設の一覧[付表1]

※該当の処理施設は、イエローです。

番号	施設の名称	処理能力・メーカー・型式	地番(野々市市押野四丁目)
1	フィーディングボックス (投入口)	富士車輛(株) 製 幅*長*深:2000*8000*1600(mm)	97番2
2	切断機 【 破砕施設 : 有価物・産業廃棄物 】	型番 HWSS-2000-VI フジ・マウントシャー メーカー 富士車輛(株) 処理能力 180t/日(8時間) シリンダ能力 1000TON(最大) 切断 刃物開口寸法 幅*高:2000*600(最小)~810(最大)(mm)	97番2
3	散水機 (ノズル)	ムラジ建設(株) 製 2個	97番2
4	供給ボックス	森田ポンプ(株) 製 幅*高*長:1800*1000*4100(mm) 成型品寸法 幅*高*長:600*700*L(mm) (Lは、投入量、原料により異なる。)	96番1
5	圧縮機 【 圧縮施設 : 有価物・産業廃棄物・ 今回取得したい一般廃 棄物も、こちらの機械で 処理します。 】	型番 No.41型 三方式スクラップ締めプレス 型式 41TA-6070-18 メーカー 森田ポンプ(株) 処理能力 96t/日(8時間) シリンダ能力【主押し能力】 2.5MN*2本 [250tf*2本] シリンダ能力【横押し能力】 2.5MN*2本 (1.25MN*2本) [125tf*2本] シリンダ能力【上蓋能力】 1.2MN*1本 [120tf] 成型品寸法 幅*長*深:600*700*L(mm) (Lは、投入量、原料により異なる。)	96番1

番号	施設の名称	型式・登録番号 規模、処理能力(最大積載量)・他	地番(野々市市押野四丁目)
6	天井クレーン	(形式)--(登録番号)第1690号 (規模・能力)4.8t・(他)自社所有	97番2
7	リフマグ付ホイスト式 天井クレーン	(形式)--(登録番号)-- (規模・能力)2.8t×11,400Wレール形・(他)自社所有	96番1
8	パワー・ショベル	(形式)SK235SRD-2・(登録番号)YE06-02713 (規模・能力)0.7m ³ ・(他)自社所有	97番2
9	パワー・ショベル	(形式)SK235SR-1E・(登録番号)YF02-01276 (規模・能力)0.7m ³ ・(他)自社所有	92番
10	ショベル・ローダ	(形式)SB-S55・(登録番号)石川900る183 (規模・能力)1.0m ³ ・(他)自社所有	92番
11	ショベル・ローダ	(形式)KDP-S74・(登録番号)金沢000る363 (規模・能力)1.0m ³ ・(他)自社所有	96番2
12	パワー・ショベル	(形式)SK75SR-3E・(登録番号)YT08-30899 (規模・能力)0.25m ³ ・(他)自社所有	96番2

様式第七号の5(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、同法第15条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設維持管理基準を遵守した措置を講じ、適正に廃棄物の処理を行う。

別紙を添付

(2) 保管施設において講ずる措置

廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に廃棄物の保管を行う。

別紙を添付

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 —
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【2/7枚】

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）（破碎）

処 分 の 基 準	基 準 対 応
1 処分又は再生にあつては、次によること。 (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	1) 処理施設は、建屋内に設置してあり、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への飛散・流出はない。 2) 悪臭については定期的に消毒等の措置を行う。壁、天井には吸音材を取り付け、機械を防振装置の上に設置するため、敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LA05で評価) 2. 環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LA05で評価)なので1. 規制基準は満たしており、住居敷地の地点aでは59.2dB(LAeqで評価)なので2. 環境基準の60dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	上記1のとおり
3 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 ア 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。 イ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。	ア) 保管場所は、建屋内には設置している。廃棄物の荷重がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。 イ) 保管場所には、必要事項を表示した掲示板を設置する。また、囲いを設け、マーカー等で区域を明記する。
(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。 イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 ウ その他必要な措置	ア) 排水は雨水のみであるが、油水分離槽を通して排水する。施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。 イ) 屋外では、囲いを設け、マーカー等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に積み上げる。
(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に事業場内を清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。	マニフェストと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、D票を遅くとも交付日から90日以内に排出事業者が届くように返送する。
(5) 保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。)の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14(木くず又はコンクリート破片の再生を行う処理施設においては28、7ｽﾌﾟﾙﾄﾞｺﾝｸﾘｰﾄ破片の再生を行う処理施設においては70、廃タイヤを11月から3月に保管する場合は60)を乗じて得られる数量を超えないようにすること。	破碎廃棄物 合計トン数 433.1t 処理施設の処理能力:180t/日 $433.1/180=2.4日分 < 1.4日分$ ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 —
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【3/7枚】

(破砕)

付表5② 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第12条の2関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ500ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、温度は常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LA05で評価) 2. 環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LA05で評価)なので1. 規制基準は〇で、住居敷地の地点aでは59.2dB(LAeqで評価)なので2.環境基準の60dBも〇です。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、油水分離槽を経由して排水する。
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	破砕廃棄物 合計トン数 433.1t 処理施設の処理能力:180t/日 ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

個別基準 (破砕)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水設備を設ける。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 —
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【4/7枚】

(破碎)

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トラックスケールでの計算、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受入れを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	毎日の処理量を計量器で計測し、マニフェストや日報等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態は発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようにメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に措置してあり、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LA05で評価) 2. 環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LA05で評価)なので1.規制基準は満たしており、住居敷地の地点aでは59.2dB(LAeqで評価)なので2.環境基準の60dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための散布は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由して排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の措置報告書等を三年間以上保存する。

個別基準 (破碎)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水を行う。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 —
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【5/7枚】

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）（圧縮）

処 分 の 基 準	基 準 対 応
1 処分又は再生にあたっては、次によること。 (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	1) 処理施設は、建屋内に設置してあり、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への飛散・流出はない。 2) 悪臭については定期的に消毒等の措置を行う。壁、天井には吸音材を取り付け、機械を防振装置の上に設置するため、敷地境界での騒音・振動ともに基準65 d B以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LA05で評価) 2. 環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LA05で評価)なので1.規制基準は満たしており、住居敷地の地点aでは59.2dB(LAeqで評価)なので2.環境基準の60dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	上記1のとおり
3 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 ア 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。 イ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。	ウ) 保管場所は、建屋内には設置している。 廃棄物の荷重がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。 エ) 保管場所には、必要事項を表示した掲示板を設置する。また、囲いを設け、マーカー等で区域を明記する。
(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不透透性の材料で覆うこと。 イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 ウ その他必要な措置	ウ) 排水は雨水のみであるが、油水分離槽を通して排水する。施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。 エ) 屋外では、囲いを設け、マーカー等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に積み上げる。
(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に事業場内を清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。	マニフェストと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、D票を運くとも交付日から90日以内に排出事業者へ届くように返送する。
(5) 保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。)の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14(木くず又はコンクリート破片の再生を行う処理施設においては28、777アルト・コンクリート破片の再生を行う処理施設においては70、廃タイヤを11月から3月に保管する場合は60)を乗じて得られる数量を超えないようにすること。	圧縮廃棄物 合計トン数 178.4 t 処理施設の処理能力: 96 t/日 $178.4/96=1.8$ 日分 < 1.4日分 ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 —
 許可の内容 — 《 処分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —
 石川県申請時資料【6/7枚】

(圧縮)

付表5② 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第12条の2関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ500ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、温度は常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1.規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LA05で評価) 2.環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LA05で評価)なので1.規制基準は満たしており、住居敷地の地点aでは59.2dB(LAeqで評価)なので2.環境基準の60dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、油水分離槽を経由して排水する。
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	圧縮廃棄物 合計トン数 178.4 t 処理施設の処理能力:96 t/日 $178.4/96=1.8$ 日分<14日分 ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

個別基準 (圧縮)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水設備を設ける。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 一
 許可の内容 一 《 処分業 》 一 6.環境保全措置【合計:7枚】 一
 石川県申請時資料【7/7枚】

(圧縮)

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トラックスケールでの計算、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受入れを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	毎日の処理量を計量器で計測し、マニフェストや日報等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態は発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようにメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に措置してあり、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65 d B以下であり規制基準を、満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準):65dB(LA05で評価) 2. 環境基準(住居敷地における基準):60dB(LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①②で65dB以下(LA05で評価)なので1.規制基準は満たしており、住居敷地の地点aでは59.2dB(LAeqで評価)なので2.環境基準の60dBも満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための散布は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由して排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の措置報告書等を三年間以上保存する。

個別基準 (圧縮)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水を行う。